

日本三大樹氷
プロモーション業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市産業部商工観光課

日本三大樹氷 プロモーション業務実施要領

1. 趣旨

森吉山は、蔵王山、八甲田連峰と並び日本三大樹氷観賞地として、世界的にみても希少な自然の芸術品と言える「樹氷」を満喫できるスポットとなっている。

本業務は、この魅力ある「樹氷」という素材を生かしながら、近年増加傾向にある外国人旅行客の新規来訪やリピート率の向上を図るため、樹氷と地域観光資源を活用したプロモーションを行うことで、冬季観光における外国人旅行客の増加を目指すものである。

このことから、外国人旅行客を対象にした効果的なプロモーションを行う必要があり、これらの提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

日本三大樹氷プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「日本三大樹氷プロモーション業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から、令和2年3月6日（金）まで

(4) 提案限度額

2,970,000円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

- (1) 本委託業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (2) 当該委託業務に関するノウハウや、関連事業についての知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する団体に該当しない者であること。
- (4) 北秋田市暴力団排除条例（平成24年北秋田市条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和元年 10 月 8 日 (火)
2	質問書提出期限	令和元年 10 月 15 日 (火) 午後 5 時まで
3	質問書回答期限	令和元年 10 月 23 日 (水)
4	参加表明書類提出期限	令和元年 10 月 29 日 (火) 午後 5 時必着
5	参加資格審査結果通知	令和元年 11 月 5 日 (火)
6	企画提案書提出期限	令和元年 11 月 12 日 (火) 午後 5 時必着
7	企画提案内容プレゼンテーション	令和元年 11 月中旬予定
8	審査結果通知	令和元年 11 月中旬予定
9	契約締結	令和元年 11 月下旬予定

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書（様式 5）
- (2) 提 出 先：北秋田市産業部商工観光課
メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」
- (3) 提出期限：令和元年 10 月 15 日 (火) 午後 5 時まで
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、全ての質問者に対し回答期限までに回答する。

7. 企画提案の参加表明

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式 1）
 - ②会社（法人）概要調書（様式 2）
 - ③業務実績調書（様式 3）
※ 実績のあった業務の契約書（写し）を添付すること。
 - ④暴力団排除に関する誓約書（様式 4）
- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出期限 令和元年 10 月 29 日 (火) 午後 5 時必着
- (4) 提 出 先 北秋田市産業部商工観光課観光振興係
- (5) 提出方法 持参または郵送
- (6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

8. 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認のうえ、結果を令和元年 11 月 5 日 (火) までに参加表明者へ電子メールおよび書面で通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②業務スケジュール表（任意様式）
- ③業務実施体制（任意様式）
- ④見積書（任意様式）

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

⑤会社等概要（任意様式）

※提出書類の作成にあたっては、別紙「日本三大樹氷プロモーション業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い作成すること。

(2) 提出部数 各 10 部（原本 1 部、写し 9 部）

(3) 提出期限 令和元年 11 月 12 日（火）午後 5 時必着

(4) 提出先 北秋田市産業部商工観光課観光振興係

(5) 提出方法 持参または郵送

(6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

10. プレゼンテーションの実施

企画提案者は次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時 令和元年 11 月中旬

(2) 場所 北秋田市役所第二庁舎 1 階会議室（予定）

（詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。）

(3) プレゼンテーションの方法

①プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 10 分程度、質疑応答 10 分程度」とする。

②プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

③プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。

(4) その他

本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

11. 審査方法等

- (1) 日本三大樹氷プロモーション業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

※別紙「日本三大樹氷プロモーション業務公募型プロポーザル審査要領」による。

- (2) 企画提案者が1者のみの場合の取り扱い

企画提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が6割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定する。

12. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

13. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

14. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

15. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

16. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。

- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

17. 問い合わせ先

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

TEL : 0186-62-5370 FAX : 0186-62-5551

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp